

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 標準的手法採用組合（第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農協告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法採用組合をいう。次条第一項並びに附則第五条第一項及び第三項において同じ。）においては、TLAC規制対象会社（新農協告示第一条第八十号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新農協告示第一条第八十一号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下「TLAC規制適用日」という。）までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ

、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新農協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法採用組合（新農協告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用組合をいう。次条第二項において同じ。）においては、国内T L A C規制対象会社の同順位商品のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新農協告示第五百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（農業協同組合等におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第三条 標準的手法採用組合においては、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部T L A C調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部T L A C関連調達手段」という。）に限り

、新農協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新農協告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新農協告示第一条第八十四号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用組合においては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新農協告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（農業協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第四条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧農協告示」という。）第百十四条の承認を受けた組合が、同日の直前まで、旧農協告示第九条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり

、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新農協告示第九条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「組合を標準的手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「組合を基礎的内部格付手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（農業協同組合等における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第五条 先進的計測手法採用組合（新農協告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用組合をいう。

）に該当しない標準的手法採用組合にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加え

た額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができるとは、

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用組合が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用組合は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

（農業協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第六条 組合が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該組合がその保有を継続している場合に限り、新農協告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

（漁業協同組合等におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第七条 標準的手法採用組合（第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新漁協告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法採用組合をいう。次条第一項並びに附則第十条第一項及び第三項において同じ。）においては、TLAC規制対象会社（新漁協告示第一条第八十号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新漁協告示第一条第八十一号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この

項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C 調達手段に該当するものを除く。次項において「国内T L A C 規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該T L A C 規制対象会社に係るT L A C 規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C 規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C 規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新漁協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法採用組合（新漁協告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用組合をいう。次条第二項において同じ。）においては、国内T L A C 規制対象会社の同順位商品のうち、当該T L A C 規制対象会社に係るT L A C 規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C 規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C 規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新漁協告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（漁業協同組合等におけるその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）
第八条 標準的手法採用組合においては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日におい

て保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなったものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新漁協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新漁協告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新漁協告示第一条第八十四号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用組合においては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新漁協告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（漁業協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第九条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第二条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧漁協告示」という。）第百十四条の承認を受けた組合が、同日の直前まで、旧漁協告示第九条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新漁協告示第九条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「組合を標準的手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「組合を基礎的内部格付手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（漁業協同組合等における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第十条 先進的計測手法採用組合（新漁協告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用組合をいう。）に該当しない標準的手法採用組合にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧漁協告示

により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用組合が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用組合は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

（漁業協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第十一条 組合が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該組合がその保有を継続している場合に限り、新漁協告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

（農林中央金庫におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第十二条 農林中央金庫においては、TLAC規制対象会社（第三条の規定による改正後の農林中央金庫が

その経営の健全性を判断するための基準（以下「新農中告示」という。）第一条第七十七号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C調達手段（新農中告示第一条第七十八号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新農中告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C関連調達手段の額に算入しないことができる。

（農林中央金庫における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第十三条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第三条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条において「旧農中告示」という。）第百十七条の承認を受けた農林中央金庫が、同日の直前まで、旧農中告示第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定

に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新農中告示第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「農林中央金庫を標準的手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「農林中央金庫を基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（農林中央金庫におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第十四条 農林中央金庫が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該農林中央金庫がその保有を継続している場合に限り、新農中告示第二百二十五条第三項の規定は、適用しない。

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第四条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下この条において「新農協開示告示」という。）第二条第四項（新農協開示告示第四条第一項において読

み替えて準用する場合を除く。)の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新農協開示告示第三条第四項（新農協開示告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。

）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項、次条第二項及び附則第十七条第二項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第五条の規定による改正後の漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下この条において「新漁協開示告示」という。）第二条第四項（新漁協開示告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新漁協開示告示第三条第四項（新漁協開示告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。

）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了

した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

(農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項(以下この条において「新農中開示告示」という。)第二条第三項第十一号(新農中開示告示第四条第三項において読み替えて準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第十号、新農中開示告示第二条第四項第二号(新農中開示告示第三条第四項第二号、第四条第四項及び第五条第四項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定、新農中開示告示第二条第五項(新農中開示告示第三条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第二号(第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。)、新農中開示告示第二条第六項(新農中開示告示第四条第五項において読み替えて準用する場合を除く。)、新農中開示告示第二条第七項(新農中開示告示第四条第五項において準用する場合を除く。)(において引用する別紙様式第四号(第一面に係る部分に限る。))は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新農中開示告示第三条第三項第二号において読み替えて準用する新農中開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十一号、新農中開示告示第三条第四項第二号において読み替えて準用する新農中開示告示第二条第四項第二号の規定、新農中開示告示第三条第四項第二号において読み替えて準用する新農中開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第二号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新農中開示告示第三条第五項（新農中開示告示第五条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定及び新農中開示告示第三条第六項（新農中開示告示第五条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第四号（第二面に係る部分に限る）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部改正）

第十八条 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年農金

融 林水産省 告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

【別葉を挿入】

		改正後		<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条及び次条において「新農協告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第六項、第四百四十條第四項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
一 項	第二百四十六條の六第 二項及び第三項を除く	第四百四十條第四項	[略]	
	同章(第五十条第二 項及び第三項を除く)	[略]	[略]	
	同章の規定中	[略]	[略]	
		改正前		<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条及び次条において「新農協告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第五項、第四百四十條第五項、第二百三十六條第二項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
	第二百三十六條第二 項及び第三項を除く。	第四百四十條第五項	[同上]	
	第五十条(第二項及 び第三項を除く。)	[同上]	[同上]	
	第三項までの規定を準 用する。	[同上]	[同上]	

	<p>。) の規定中</p>
--	-----------------

〔 2 ・ 3 略 〕

（漁業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において

〔 2 ・ 3 同上 〕	<p>から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>	<p>用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>
<p>第二四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。) の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>

（漁業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において

て「新漁協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第六項、第四百四十條第四項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔略〕	第三百三十二條第六項	〔略〕	〔略〕
	第四百四十條第四項	〔略〕	〔略〕
第二百四十六條の六第一項	同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中	

て「新漁協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第五項、第四百四十條第五項、第二百三十六條第二項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔同上〕	第三百三十二條第五項	〔同上〕	〔同上〕
	第四百四十條第五項	〔同上〕	〔同上〕
第二百三十六條第二項	第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法」とあるのは「内部格付手法」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法」とあるのは「内部格付手法」と読み替えるものとする。	「と、第五十条第四項中「前三項」とある

〔2・3 略〕

（農林中央金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農林中央金庫告示」という。）第五十六条第一項本文（新農林中央金庫告示第百三十四条第六項、第百四十二条第四項及び第百四十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第三条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農林中央金庫告示」という。）第五十六条の二に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、農林中央金庫は、全ての

〔2・3 同上〕

（農林中央金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農林中央金庫告示」という。）第五十六条第一項本文（新農林中央金庫告示第百三十四条第五項、第百四十二条第五項、第百三十七条第二項及び第百四十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第三条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農林中央金庫告示」という。）第五十六条の二に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、

<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>	<p>るのは「第一項」と読み替えるものとす る。</p>
---------------------	---------------------------------	---------------	----------------------------------

<p>派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>農林中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	